

感染症への対応について

愛知県立城北つばさ高等学校

1. 学校において予防すべき感染症について

生徒たちが集団生活を営んでいる学校では、季節性インフルエンザに代表されるように、特に飛沫感染をする感染症がひとたび発生すると、学校内のみならず、兄弟、家族を通じて地域にまで流行が広がる可能性が高くなります。その予防や流行のまん延を防ぐ手段として、学校保健安全法では、学校において予防すべき感染症が規定され、出席停止や学級・学校閉鎖の措置について示されています。

【学校において予防すべき感染症及びその出席停止期間】

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
	インフルエンザ (H5N1 を除く)	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで又 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消失後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	

2. 感染症に罹患した場合の対応について

感染症の診断を受けた場合には、速やかに学校へ連絡をしてください。学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、出席停止の措置となりますので、出席停止期間を終えるまでは、自宅での治療に専念してください。また、主治医の指示に従ってください。

登校再開にあたっては、「感染症報告書」を学校へ提出してください。（「感染症報告書」は、担任よりお受け取りください。また、本校ホームページより、ダウンロードしてもお使いいただけます。提出の際には、受診を証明できる書類（処方箋や調剤説明書の写しなど）が必要となります）